平成 19 年 11 月 20 日 訓令第 32 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛荘町広告掲載要綱(平成19年告示第104号)に基づき、町が作成する広報あいしょうへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報あいしょうカラー版(毎月20日発行)の最終ページの前 1ページの下段とし、町が指定した位置とする。

(広告の掲載規格)

第3条 掲載規格は、1枠につき縦50ミリメートル×横57ミリメートルとする。

(記載する広告数)

第4条 掲載する広告は、1ページにつき6件とする。

(広告掲載料)

- 第5条 広告の掲載料金は、1 枠あたり月額 6,300 円とし、2 枠の場合は 10,500 円とする。 (広告の申し込み)
- 第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、愛荘町広告掲載申込書 に広告原稿案を添えて広告掲載を希望する広報の発行日の1月前に町長に提出しなけれ ばならない。
- 2 同一申請者が申し込める広告は、1 掲載号につき 2 枠限りとし、1 回の申し込みにより 掲載できる回数は3回とする。
- 3 申請者が多数の場合は、先着順とする。

(広告原稿の作成および提出)

第 7 条 広告原稿は、申請者の負担で作成し、町が指定する期日までに提出するものとする。

(広告内容)

第8条 申請者は、広告の内容およびデザイン等が広報あいしょうのイメージを損なうことのないよう、みらい創生課と調整しなければならない。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この訓令は、平成 19年 11月 20日から施行する。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。